

知的所有権部 (カタール) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 QA. I

略語のリスト

国内官庁： 知的所有権部 (カタール)

L a w : 2006年法令No. 30

指定（又は選択）官庁 QA	知的所有権部 （カタール）	概要 QA
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	アラビア語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
国際出願の写しを要求されるか？	出願人が様式PCT/IB/308を受領せず、国内官庁がPCT第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない時点で、出願人がPCT第23条(2)に基づく国内段階の早期開始を明示的に請求した場合にのみ、写しが要求される	
国内手数料 ¹	通貨：カタール・リヤル（QAR） 出願手数料…………… 2,000 ² 1,000 ³ 0 ⁴	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	国内手数料の減額は上述を参照	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ⁵	国際出願の願書に記載されていなかった場合には、発明者の氏名及びあて名 ⁶ 国際出願日の後に発明者の名称変更があったが国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていなかった場合には、出願人の名称変更の証明書 出願人がカタールに居住していない場合には、代理人の選任 出願人が国際出願日の後に変更された場合には、国際出願の譲渡証明書 国際出願の翻訳文2通、1通は紙形式、他の1通は電子形式 ⁷	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。出願人は適用される期間の経過後6箇月以内であれば翻訳文を提出することができる。
- 2 この額は企業、教育機関又は研究機関が出願する場合に適用される。
- 3 この額は個人が出願する場合に適用される。
- 4 学生が出願する場合、手数料は不要である。
- 5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から6箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。
- 6 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。
- 7 国内官庁の通知の日から6箇月以内に提出しなければならない。

QA

知的所有権部
(カタール) (続き)

QA

誰が代理人として行為できるか？

カタールにおいて登録されている弁理士又は弁護士

国内官庁は優先権の回復請求を認めるか
(PCT規則49の3.2)？

認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。

国内段階の手続

QA. 01 手続言語

手続言語はアラビア語である。

QA. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

QA. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書QA. I に概説されている。

QA. 04 年金

国際出願日後、2年目以降の各年について年金を支払う。年金は支払期日から12箇月以内であれば、10%の割増料を伴い支払うことができる。年金の額は附属書QA. I に示されている。

QA. 05 代理人の選任

出願人がカタールに居住していない場合には、代理人を選任しなければならない。

Law Art. 7

QA. 06 審査

国内官庁は特許出願を審査する。国内官庁が特許出願付与の拒絶を決定した場合、出願人は国内官庁の通知日から15日以内に審判を請求することができる。審査手数料の額は附属書QA. I に示されている。

QA. 07 出願の補正

出願人は、特許付与前であればいつでも、出願時の開示範囲を超えないことを条件として自身の出願を補正することができる。補正手数料の額は附属書QA. I に示されている。

QA. 08 付与手数料

付与及び公開通知から3箇月以内に、付与及び公開手数料を支払わなければならない。

PCT Art. 24(2)

48(2)

PCT Rule 82bis

QA. 09 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。

QA. 10 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。

PCT Rule 49ter.2

QA. 11 優先権の回復

先の出願の優先権主張期間終了から2箇月以内に国際出願が行われた場合には、国内法に従い国内官庁に優先権の回復を請求することができる（国内段階6.006から6.011項を参照）。この請求は、状況において要求される相当の注意を払ったにもかかわらず12箇月の優先期間内に出願が行われなかったことについて国内官庁が納得した場合に認められる。請求期間は国内段階移行日から1箇月以内である。

手 数 料

(通貨：カタール・リヤル)

出願手数料	2,000 ¹	1,000 ²	0 ³
審査手数料	5,000 ¹	2,500 ²	100 ³
年 金：			
－第2年度	400 ¹	200 ²	100 ³
－第3年度	500 ¹	250 ²	100 ³
－第4年度	600 ¹	300 ²	100 ³
－第5年度	700 ¹	350 ²	100 ³
－第6年度	800 ¹	400 ²	100 ³
－第7年度	900 ¹	450 ²	100 ³
－第8年度	1,000 ¹	500 ²	100 ³
－第9年度	1,100 ¹	550 ²	100 ³
－第10年度	1,200 ¹	600 ²	100 ³
－第11年度	1,300 ¹	650 ²	100 ³
－第12年度	1,400 ¹	700 ²	100 ³
－第13年度	1,500 ¹	750 ²	100 ³
－第14年度	1,600 ¹	800 ²	100 ³
－第15年度	1,700 ¹	850 ²	100 ³
－第16年度	1,800 ¹	900 ²	100 ³
－第17年度	1,900 ¹	950 ²	100 ³
－第18年度から第20年度，各年につき	2,000 ¹	1,000 ²	100 ³
年金遅延支払の追加手数料	年金額の10%		
付与及び公開手数料	400 ¹	200 ²	50 ³
補正手数料	200 ¹	100 ²	50 ³

手数料の支払方法

手数料はカタール・リヤル建てで支払わなければならない。すべての支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号，国内出願番号が不明であれば国際出願番号），出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

手数料支払は国内官庁で行わなければならない。

- 1 この手数料は，企業，教育又は研究機関の出願の場合に適用される。
- 2 この手数料は，個人の出願の場合に適用される。
- 3 この手数料は，学生の出願の場合に適用される。